

公益財団法人名古屋市民休暇村管理公社指名競争入札参加者心得

(趣旨)

第1 この心得は、公益財団法人名古屋市民休暇村管理公社（以下「公社」という。）が行う工事又は製造の請負、物件の買い入れ、業務委託等の契約に係る指名競争入札に参加する者が守らなければならない事項を定めるものとする。

(入札保証金)

第2 指名競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、その入札金額に100分の10を乗じて得た額以上（単価による入札の場合にあっては、そのつど理事長が定める定額）の入札保証金を納付しなければならない。ただし、入札参加者が保険会社との間に公社を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき、その他入札保証金の納付を要しないものとされたときは、この限りでない。

2 前項の入札保証金は、入札時限前に公社総務課へ納付して入札保証金保管証書を受領し、これを入札の際入札担当職員に提示しなければならない。

(入札保証金の納付に代わる担保)

第3 入札保証金の納付は、次に掲げる確実と認められる担保で理事長の定めるものの提供を持ってこれに代えることができる。この場合において、担保の評価は、次に定めるところによる。

(1) 確実と認められる担保で理事長の定めるもの 理事長の定める額

(入札保証金の還付)

第4 入札保証金（入札保証金に代えて提供された担保を含む。以下同じ）は、落札者の決定後に還付する。ただし、落札者に係るものについては、当該落札者との間に契約が成立した後に還付する。

2 落札者が契約を締結しないときは、その者の納付に係る入札保証金は、公社に帰属する。

3 入札保証金には、利子を付さない。

(入札)

第5 入札参加者は、設計書、仕様書、図面、契約書及び現場等を熟覧のうえ入札しなければならない。この場合において、これらの書面の記載内容等に疑義があるときは、入札の前日までに関係職員の説明を求めることができる。

2 入札関係者は、入札書に必要な事項を記入し、記名押印（社長印及び会社印等に限る）のうえ、あらかじめ入札執行通知において示した日時及び場所において、入札担当職員の指示に従い入札箱に投入しなければならない。なお、郵便又は電信による入札は、これを認めない。

3 入札書は、楷書で記入しなければならない。なお、金額については、アラビア数字を用い、その数字の直前に「¥」又は「金」を記入しなければならない。

(入札の辞退)

第6 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところによ

り申し出るものとする。

(1) 入札執行前にあつては、電信にて契約担当職員にその旨を伝えて行う。

(2) 入札執行中にあつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札担当職員に直接提出して行う。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(公正な入札の確保)

第7 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に抵触する行為を行ってはならない。

(代理人による入札)

第8 代理人によって入札しようとする者は、委任状を提出しなければならない。

2 前項の代理人について、その資格が真実性を欠くとき、その他不適切と認めるときは、これを拒否することがある。

(入札執行の協力)

第9 入札参加者は、入札担当職員の指示に従い、入札が正常に執行されるように協力しなければならない。

(入札の中止等)

第10 天災地変その他の理由により、入札の執行を延期し、若しくは中止することがある。

(入札書の書換え等の禁止)

第11 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(開札)

第12 開札は、入札の終了後、直ちに当該入札場所において行う。

2 入札者は、前項の開札に立ち会わなければならない。

3 入札者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない本公社職員を立ち会わせる。

(無効の入札)

第13 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加することができる資格がない者のした入札

(2) 入札保証金を要する入札について、入札時限までに所定の保証金を納付しない者のした入札

(3) 記名押印のない入札又は記入事項を判読できない入札

(4) 入札事項を記入せず、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札

(5) 自己がしたと他人の代理人としてしたとにかかわらず、同一の名をもってした2通以上の入札

(6) 委任状を提出していない代理人のした入札

(7) 金額を改ざんし、又は訂正した入札

(8) 郵便による入札又は電信による入札

(9) その他入札の条件に違反した入札

(入札者の決定)

第14 入札をした者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最

低の価格をもって入札をした者を落札者とする。ただし、第15の定めるところにより、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者以外の者を落札者とすることがある。

(最低価格の入札者以外の者を落札者とする場合)

第15 工事又は製造の請負の契約に係る入札において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者の当該入札に係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

2 工事又は製造の請負契約に係る入札において、最低制限価格が設けられているときは、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

(再度入札)

第16 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の入札がないとき(最低制限価格が設けられている場合にあつては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がないとき)は、直ちに再度の入札を行う。

2 前項の再度入札は、原則として2回(初度入札を含め3回)を限度とする。

(くじによる落札者の決定)

第17 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

2 前項の場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって、当該入札事務に関係のない公社職員がくじを引く。

(契約保証金)

第18 落札者は、契約を締結する日時までに契約金額に100分の10を乗じて得た額以上(単価によるもの、長期間の継続的給付を目的とするものその他この率によることが著しく実態に即さないものについては、そのつど理事長が定める定額)の契約保証金を納付しなければならない。ただし、落札者が保険会社との間に公社を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき、その他契約保証金の納付を要しないものとされたときは、この限りでない。

2 契約保証金の納付は、担保の提供をもってこれに代えることができる。この場合においては、第3の規定を準用する。

3 契約保証金は、契約内容に従った履行を終わった後に還付する。

4 契約保証金には、利子を付さない。

(契約書の作成)

第19 落札者は、公社の作成した契約書を受取った日から10日以内に契約書に記名押印しなければならない。

2 契約書の作成を省略する場合は、落札者は請書を提出しなければならない。

(関係法令の遵守)

第20 入札に際しては、地方自治法等関係法令を遵守しなければならない。